



平成19年9月18日

各 位

会 社 名 日本車輛製造株式会社
代表者名 代表取締役社長 生島 勝之
(コード番号 7102 東証、名証第1部)
問合せ先 執行役員総務部長 新美 憲一
(Tel 052-882-3316)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、水門設備工事について独占禁止法に違反するものとして、公正取引委員会より排除措置命令を受けたことに伴い、建設業法の規定に基づき、国土交通省中部地方整備局から平成19年9月18日付で下記のとおり営業停止処分を受けました。

当社は、この処分を厳粛に受け止め、引き続きコンプライアンス体制の徹底を図り、信頼回復に努めてまいり所存であります。

記

1. 停止を命ぜられた営業の範囲

鋼構造物工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

2. 期間

平成19年10月3日から平成19年10月17日までの15日間

3. 業績に与える影響

この度の処分による影響につきましては、現時点では不明確ではありますが、業績に与える影響は軽微なものであると考えております。

以 上